〔和漢三才圖會二十八衣服〕帨（てのごひ）○略中

按○略中又有汗帨、夏月懷之、以拭汗者用布、

○案ズルニ、本文ノ汗帨ハ、夏月懷中シテ汗ヲ拭フニ用キルトアレバ、小サキ手巾ノ如キモノニシテ、古代ノ如ク長キモノニハアラザルベシ、

〔西宮記臨時八〕蹴鞠

應和二四廿八、御二仁壽殿一、侍臣蹴鞠、昌子内親王賜二汗巾一、

〔雅亮裝束抄一〕その二かいのみなみに、むしろのうへに、からくしげたつ、四かくなるものゝふたのうへに、ちゐさきかゞみのはこのやうなる物あり、あし四ある臺にするたり、それにならべて、みなみにかゞみのはこ、やつはながたなるがおほきなるををく、（かゞみせたなごひ）（まもりひれ）（いれたり）○中略そのみなみに鏡臺をはりてたつ、○略中まづひれをかく、○略中そのうへに、（あせたなごひ）をかく、そのてい、からあやの三尺ばかりにてあるなるがなかに、ぬひめあり、そのぬひめを、ながさまになかおりにして、なからのほどをとりほそめて、ひれのうへにまへざまに又ひきかくべし、

〔後照念院殿裝束抄〕汗拭布事

龍君命云、普賢寺殿○通基御時ハ長五尺許也、

〔筆の靈前篇四十五〕汗拭布

是は手拭とは別にて、背に引とほして、背の汗を拭ふべくして、然長くは爲せるなるべし、

〔書言字考節用集六服食〕浴巾（ユテ）

〔和漢通用集衣服〕浴巾（たなごひ）

○案ズルニ、ユテハ、湯手巾ノ略語ナラン、

〔類聚名物考調度十〕かほのごひ　顏拭